

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在のB会社（以下「会社」という。）に平成〇年〇月〇日より雇用され、タクシーの乗務員として就労していた。
- 2 請求人によれば、平成〇年〇月〇日、タクシーに乗務し、走行中、後続のC会社の観光バスの運転手（以下「加害者」という。）から車線変更等のやり方を注意されたが応答しなかったところ、その後、信号待ちのため停車していた際に加害者から暴行を受けた（以下「本件暴行」という。）という。ただちに救急車でD医院に搬送され、「右側頭部打撲、右肩挫傷、左肩挫傷、頸部捻挫、右肘挫傷」と診断され、その後、同月〇日、請求人は、Eクリニックに受診し、「外傷性頸部症候群」（以下「本件傷病」という。）と診断された。
- 3 請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対し、療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。
- 4 請求人は、本件処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をした。
- 5 本件は、請求人が、更にこの決定を不服として、本件処分の取消しを求めて再

審査請求に及んだ事案である。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争点

請求人の本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労災保険法上、業務上の災害と認められるためには、労働者が労働契約に基づき事業者の支配下にある状態（いわゆる業務遂行性）のもとで、業務が原因となって生じた災害（いわゆる業務起因性）であることが必要であり、他人の暴行による負傷の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「他人の故意に基づく暴行による負傷の取扱いについて」（平成21年7月23日付け基発0723第12号）を策定し、業務に従事している場合において被った負傷であって、他人の故意に基づく暴行によるものについては、当該故意が私的怨恨に基づくもの、自招行為によるものその他明らかに業務に起因しないものを除き、業務に起因するものと推定することとされており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものとする。

(2) 本件暴行前に請求人と加害者は一面識もなく、両者間に私的怨恨は認められないので、自招行為によるものその他明らかに業務に起因しないものの有無について、以下、検討する。

(3) 本件暴行に至る経緯として、請求人が車線変更しながら走行していたこと、当該走行の後、いったん信号で停止していた際に、加害者が請求人の車の窓を叩きながら請求人の運転に抗議を行ったこと（以下「1回目接触の際の抗議」という。）、当該接触の際の抗議の後も請求人が車線変更を繰り返しながら走行

していたところ、交差点で加害者が請求人の車のドアを開け、請求人に対して本件暴行に至ったことについては、争いのないところである。

- (4) この点について、請求人は、要旨、「乗客を探すために蛇行運転を繰り返しただけで、一般的にタクシーの運転手なら誰でもやることだと思います。蛇行運転といってもウィンカーを出し、後方を確認し3秒後に車線変更をしていたので、危険運転ではなく、急ブレーキを踏んだ覚えもありません。私としては、車線変更をする際に同じ観光バスの前に割り込んだ覚えはありません。後ろに観光バスがいたことは認識していたが、むしろ向こうの方が急いでいて、私の車を煽っているように感じました。」と述べ、車線変更を行いながら走行していた事実は認めつつも、当該走行は乗客を探しながら走行するタクシーとしては当然である旨主張する。また、「1回目接触の際、赤信号で止まった時に、加害者が、観光バスから降りてきて、タクシーの運転席側のドアを叩いて、何か大声でわめいていました。」「私は、加害者をチラッと見て、あとは歩行者の方を向いていました。加害者が怒っていることにびっくりしました。」と述べ、請求人としても1回目接触の際の抗議があったことを認識していたこと、その際、加害者が立腹していたことを認識していたことを認めている。さらに、請求人は、1回目接触から2回目接触の間に1回しか車線変更しておらず、ウィンカーを出して安全に運転しており、急ブレーキも踏んでいないと主張している。
- (5) これに対して、加害者は、平成〇年〇月〇日電話聴取書及び報告書において、要旨、「請求人が運転するタクシーが、何度もブレーキを踏んだり、車線変更を何度も行って、観光バスの前をうろうろし、追い越そうとしても前にかぶせてきて、邪魔をされて追い越しができなかった。相手が急ブレーキを踏んだ際に、加害者も急ブレーキを踏まざるを得ない状況があり、その際に車内事故になりかけたので、タクシーの窓を叩いて気を付けろと言ったら、タクシーから応答がなかった。」、その後、請求人が「いきなり」当該車線上にタクシーを「かぶせてきた」ことを繰り返したため、「請求人が赤信号で停止したところで、運転の仕方を注意しようとして、タクシーの窓ガラスをコンコンと叩いて呼びかけをしたが、反応がなかったので、ドアを開けた。、請求人の肩を叩いて引っ張った。」などと述べ、本件暴行の端緒は、請求人の車線変更が危険であったことにある旨申述しており、請求人と加害者の主張は対立している。
- (6) そこで、請求人及び加害者の運転状況を記録したドライブレコーダーをみた

関係者らの供述をみると、C会社関係者は、加害者の行動について、平成〇年〇月〇日電話聴取書において、要旨、「加害者は1回目接触の際、請求人の危険な運転を注意しようと観光バスから降りて、停車しているタクシーの運転席の窓ガラスをトントンとノックして『気をつけろ。』』と言ったところ、請求人から応答はなく無視されたので、観光バスに戻り、運転を再開した。」「2回目接触の際、その後も請求人は、同様に危険運転を繰り返したので、加害者は『危ないじゃないか。』』といて、『降りて来い。』』と請求人の胸ぐらを掴んでしまった。」と述べ、また、平成〇年〇月〇日電話聴取書において、要旨、「(観光バスに設置したドライブレコーダーに)請求人の運転するタクシーが観光バスの前を蛇行運転しているのが映っていた。右に行こうとすれば右に、左に行こうとすれば左にかぶせてきて追い越しできないようにしていた。少なくとも3回はあった。」と述べている。

また、Fは、平成〇年〇月〇日電話聴取書において、要旨、「(タクシーに設置したドライブレコーダーに)請求人が30Kmくらいの速度で左右に蛇行運転をしているのが映っている。」「タクシーの運転手が乗客を乗せるために右側車線を走行することは考えられない。」「請求人が後続車の進行を妨害しているように見える。請求人の笑い声や『ざまあみやがれ』という台詞が聞こえた。」と述べており、これらの申述から、1回目接触の際の抗議の後も請求人が観光バスの進行を故意に妨げるタクシーの運転を続けていたことは、否定できないものと認められる。

本件公開審理において確認したところ、請求人は、本件暴行に至る経緯等について、車線変更を1回行ったが、安全運転をしていた旨申述しているが、上記のとおり、本件暴行に至る経緯等について、ドライブレコーダーの映像を視聴した会社及びC会社の関係者はいずれも、請求人の車線変更が観光バスの進路を妨害しているように見えたことと述べていることから、上記請求人の申述は措信できない。

- (7) 以上からすると、本件暴行は、請求人が走行中、車線変更したことが、加害者の運転する観光バスの進路を妨害することになったので、加害者が、1回目接触の際に注意したが、請求人から応答がなく、同人から無視されたと感じて立腹したところ、その後も、加害者が立腹していることを認識しながら請求人が車線変更を繰り返したので、加害者が、2回目接触の際に本件暴行に及んだ

ものと認められる。

この点、請求人は、反対車線に人がいたので、乗客かどうかを確認する必要があり右側車線を走行した旨主張しているが、乗客を探すためには左側車線をキープして走行するのが自然であること、乗客を探すための車線変更の方向と加害者の運転する観光バスの進路の方向が一致することが短時間にほぼ同一タイミングで複数回繰り返される蓋然性は極めて低いことから、請求人の主張を採用することはできず、「請求人の笑い声や『ざまあみやがれ』という台詞が聞こえた。」とのFの申述を併せ鑑みれば、請求人の車線変更は、加害者の運転する観光バスの進路を妨害する意図をもって行われたものと推認せざるを得ない。

よって、請求人が加害者の運転する観光バスの進路を妨害する意図をもって行った車線変更は、もはや業務に必要な範囲を逸脱したものであって、請求人の自招行為と判断せざるを得ないので、請求人の自招行為による本件暴行によって生じた本件傷病には業務起因性が認められない。

(8) したがって、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、請求人の本件傷病について業務起因性を首肯することはできないものと判断する。

3 結 論

以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。